

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33
②	関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-6-16

2. 指名停止措置期間

- ①令和5年4月28日 から 令和5年6月27日 まで (2ヵ月)
②令和5年4月28日 から 令和5年5月27日 まで (1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

令和5年3月30日、公正取引委員会は上記有資格業者2社に対し、互いに相手方管内における営業活動の制限及び中国電力管内の官公庁入札において電気料金の水準引き上げを行ったとして、①の者においては排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、②の者については各命令の対象とならない違反事業者として公表した。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局
高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)
(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)
総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)
○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)